

独立行政法人勤労者退職金共済機構役員給与規程新旧比較表

現行	改正後																
<p style="text-align: center;">独立行政法人勤労者退職金共済機構役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">(平成15年10月1日)</p> <p>改正 平成15年12月1日</p> <p>改正 平成16年4月1日</p> <p>改正 平成17年12月1日</p> <p>改正 平成18年4月1日</p> <p>改正 平成19年4月1日</p> <p>改正 平成20年4月1日</p> <p>改正 平成21年6月29日</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人勤労者退職金共済機構役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">(平成15年10月1日)</p> <p>改正 平成15年12月1日</p> <p>改正 平成16年4月1日</p> <p>改正 平成17年12月1日</p> <p>改正 平成18年4月1日</p> <p>改正 平成19年4月1日</p> <p>改正 平成20年4月1日</p> <p>改正 平成21年6月29日</p> <p><u>改正 平成21年12月1日</u></p>																
<p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>																
<p>(俸給の月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td style="text-align: right;">944,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 理事長代理</td> <td style="text-align: right;">868,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 理事</td> <td style="text-align: right;">781,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;">706,000円</td> </tr> </table>	(1) 理事長	944,000円	(2) 理事長代理	868,000円	(3) 理事	781,000円	(4) 監事	706,000円	<p>(俸給の月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td style="text-align: right;"><u>940,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事長代理</td> <td style="text-align: right;"><u>865,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 理事</td> <td style="text-align: right;"><u>778,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;"><u>704,000円</u></td> </tr> </table>	(1) 理事長	<u>940,000円</u>	(2) 理事長代理	<u>865,000円</u>	(3) 理事	<u>778,000円</u>	(4) 監事	<u>704,000円</u>
(1) 理事長	944,000円																
(2) 理事長代理	868,000円																
(3) 理事	781,000円																
(4) 監事	706,000円																
(1) 理事長	<u>940,000円</u>																
(2) 理事長代理	<u>865,000円</u>																
(3) 理事	<u>778,000円</u>																
(4) 監事	<u>704,000円</u>																
<p>第5条～第8条 (略)</p>	<p>第5条～第8条 (略)</p>																
<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、その者の基準日以前6か月以内の期間における職務実績</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、その者の基準日以前6か月以内の期間における職務実績</p>																

[テキストを入力してください]

の評価等に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤役員についても同様とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、機構の業務の実績を考慮し、かつ、職務実績の評価等に基づく別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15

の評価等に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤役員についても同様とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果を参考に、機構の業務の実績を考慮し、かつ、職務実績の評価等に基づく別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15

[テキストを入力してください]

15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零日	零

3 前条第3項から第8項までの規定は、本条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第9条 (略)

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は次のとおりとする。

監事 月額 241,000円

第11条～第12条 (略)

附 則 (略)

15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零日	零

3 前条第3項から第8項までの規定は、本条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第9条 (略)

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は次のとおりとする。

監事 月額 240,000円

第11条～第12条 (略)

附 則 (略)

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。